

(ご参考：3/22) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (2/1 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

・[毎月 11 日は日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)](#)、[日本食フォトコンテストも実施中!](#)

## 1. 経済再開・企業支援情報

(1) 3/19 or 20 州知事 経済再開計画フェーズ 3 要件の発表 (概要は別添 PDF ファイルをご参照ください)

ワシントン州知事室は、20 日までにワシントン州の経済活動再開ロードマップ ("[Healthy Washington](#)" Roadmap to Recovery) の最新版を公表し、[フェーズ 3 下で認められる活動が発表](#)された。なお、いずれにおいても、社会的距離の維持とフェイスカバー等の感染防止対策は引き続き必要とされる。

### ア フェーズ 3 下で認められる活動

1) 自宅での集まり (屋内)： 世帯内含め、最大 10 名まで (世帯数制限なし)

- 2) 自宅での集まり (屋外) : 最大50名まで (世帯数制限なし)
- 3) 宗教サービス/行事 : 屋内収容可能人数の50%まで
- 4) 小売店 (ファーマーズマーケット、スーパー、コンビニや薬局等) : 収容可能人数の50%まで。店舗前の舗道等での受け渡しを推奨。
- 5) オフィスワーク : テレワークを強く推奨。不可の場合は収容可能人数の50%まで
- 6) 個人向けサービス : 屋内収容可能人数の50%まで。
- 7) 飲食業 (21歳以上のみを対象・食事提供を行わないものは引続き閉鎖) : 屋内は収容可能人数の50%まで可。午前0時終業・1テーブル計10名まで (世帯数制限なし)。
- 8) 冠婚葬祭 : (フェーズ2と同内容) 式に付随する屋内レセプションなども可。その際、会場の開催基準、飲食提供が伴う場合は飲食業の基準を遵守。ダンスは禁止。
- 9) 屋内リクリエーション/フィットネス施設 (ジム、フィットネス、屋内プール、学校の体育館等) : 全てのリスク・カテゴリーで、スポーツ競技、トーナメント実施が可。フィットネス施設等の収容可能人数50%まで。シャワーも可。
- 10) 屋外スポーツ/フィットネス施設 (屋外プールや、公園、学校の校庭等、野外活動が出来る場所全般) : 全てのリスク・カテゴリーで、スポーツ競技、トーナメント実施が可。観客は施設の収容制限にしたがって最大400名まで。制限の対象となるハードキャップなしで、ガイド付きアクティビティが可。
- 11) 屋内娯楽施設 (水族館、屋内の映画館・コンサートホール・美術館等) : 収容可能人数50%又は400名のいずれか少ない方まで。飲食提供が伴う場合は、飲食業の基準を適用。
- 12) 屋外娯楽施設 (動物園、屋外の庭園・水族館・スタジアム等) : 観客は施設の収容制限にしたがって最大400名まで。当日券も制限付きで可。

## イ フェーズ移行のための評価基準

1月から実施されていた8つの地域毎のフェーズ移行ではなく、再び郡毎のフェーズ移行に戻され、3週間ごとに評価されることとされている。評価基準も以下の基準へと変更され、1つ以上の指標を満たせない場合は1つ前のフェーズに戻される。評価は月曜日に行われ、フェーズ移行はその週の金曜日から有効となる (次回の評価は4月12日)。

郡のサイズ	指標	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
人口5万人以上の郡	過去14日間の10万人当たりの感染者数	350を超える	200以上350以下	200未満
	過去7日間の10万人当たりの新規入院者数	10以上	5以上9.9以下	5未満

人口 5 万人	過去 14 日間の感染者数	60 以上	30 以上 59 以下	30 未満
未満の郡	過去 7 日間の新規入院者数	5 を超える	3 以上 4.9 以下	3 未満

人口 5 万人以上の郡 (※)： キング郡 (シアトル市、ベルビュー市等)、ピアース郡、スノホミッシュ郡、スポケーン郡、クラーク郡、サーストン郡、キットサップ郡、ヤキマ郡、ワットコム郡、ベントン郡、スカジット郡、コウリッツ郡、グラント郡、フランクリン郡、アイランド郡、ルイス郡、シュラン郡、クララム郡、グレイズハーバー郡、メイソン郡、ワラワラ郡、ウィットマン郡

人口 5 万人未満の郡 (※)： キティタス郡、スティーブンズ郡、ダグラス郡、オカノガン郡、ジェファーソン郡、アソーティン郡、クリキタット郡、パシフィック郡、アダム郡、サンフアン郡、ペンド・オーレイル郡、スカマニア郡、リンカーン郡、フェリー郡、ワキアクン郡、ロンビア郡、ガーフィールド郡

(※) [こちら](#)の統計データを元に、当館作成。

## (2) 3/19 州知事 州の旅行勧告の廃止／最新の CDC 旅行勧告ガイダンスへ従うことを勧告

インズリー州知事は 19 日、米国疾病対策センター (CDC) が旅行勧告ガイダンスを更新していることを理由に、[昨年 11 月に発出されたワシントン州の旅行勧告を廃止](#)し、ワシントン州を訪れる人々及びワシントン州民に対して、[今後は CDC の最新の旅行勧告ガイダンスにしたがうことを勧告](#)した。

現在の CDC ガイダンスは、2020 年 11 月のワシントン州旅行勧告よりも徹底的かつ具体的であり、最新の科学的に最適な安全慣行とプロトコール及び国内外の最新の感染状況を反映して定期的に更新されているとしている。

### <[CDC 旅行勧告ガイダンス](#) (抜粋、仮訳) >

#### (知る必要があること)

- 旅行は自身の新型コロナウイルスへの感染及び感染拡大の可能性を高めること
- ワクチン接種を受けている場合でも、旅行を遅らせて家に留まることで、自身や他者を感染から守ることができること
- [旅行しなければならない場合は](#)、自身及び他者を守るために以下のステップを踏むこと
  - ・接種資格がある場合は、[完全にワクチン接種を受けること](#)
  - ・[旅行の 1～3 日前にウイルス検査を受けること](#)
  - ・公共の場では、マスクで鼻と口を覆うこと
  - ・混雑を避け、同行者以外の者から少なくとも 6 フィート／2 メートル (およそ腕の長さの 2

倍)以上離れること

- ・旅行の3～5日後にウイルス検査を受け、陰性の場合であっても、旅行後7日間は自宅にて自己検疫を行うこと。検査を受けない場合は、旅行後10日間は、自宅で自己検疫を行うこと
- ・州や郡・市等の旅行後の要件や勧告等にしがうこと

**(旅行の要件)**

○米国市民を含む米国に来る全ての航空旅客は、米国へのフライトに搭乗する前に、COVID-19検査の陰性証明書又は治癒を示す証明書を持っている必要がある。詳細については、[こちらのFAQ](#)を参照のこと。

○米国へ向かう、米国内の、並びに米国から出発する航空機、バス、電車等の公共交通機関の中及び米国内の空港や駅等の交通ハブの中においては、[マスクの着用が必要](#)である。

引き続きよろしくお願いたします。

\*\*\*\*\*

**(注意点)**

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

**(免責)**

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

**(領事メールについて)**

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

[https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/zairyu.html](https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html)

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

\*\*\*\*\*

**Consulate-General of Japan in Seattle**

**701 Pike Street, Suite 1000**

**Seattle, WA 98101**

**206-682-9107**